

認定こども園における保育・教育の質の保障

渡 邊 彩

Abstract

The purpose of this paper is to consider the new system of chartered infant school, “Ninteikodomoen”. As the function of the system, it is supposed to offer supports for parents, in addition to offer care and education for infants. There are a lot senses of analyzing the system, when consider integration of kindergartens and day-nurseries. This study inspects the system, and consults how the quality of care and education are fully secured on the system, through analyzing the guideline and comparing regulations at four prefectures. As results, I suggest that the system would have positive effects for infants and their parents, if the original standards of the system such as dispositions of stuffs would set up, and financial grant systems would be established.

キーワード……認定こども園 幼稚園 保育所 幼保一元化 保育・教育の質

はじめに

2006年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（2006年法律第77号。以下、「認定こども園法」と略す）が公布され、都道府県が定める条例に基づき、同年の10月から「認定こども園」制度が施行されることとなった。

この制度は「第3の施設類型」として認定こども園が設けられるのではなく、幼稚園及び保育所¹⁾がその法的位置付けを保持したまま各都道府県からの認定を受けるというものである。認定こども園の機能には幼稚園、保育所としての機能の他に地域における子育て支援の機能が必置のものとしてされている²⁾。

認定こども園として以下の4つの型が認められている。幼稚園と保育所が合築等されて両者が連携して運営を行う「幼保連携型」（認定こども園法第3条第2項）、幼稚園が「保育に欠ける子ども」のための保育の時間を確保して保育所的機能を付加する「幼稚園型」（同条第1項第1号）、保育所が保育に欠けないこどもも保育して幼稚園的機能を付加する「保育所型」（同条同項第2号）、地方自治体が独自の基準を定めて認定する「地方裁量型」（同条第3項）の4つである。

認定こども園を制度化する利点としては、①親の就労の有無によって利用が限定されていた施設を限定されずに利用できるようになる、②一定のこども数が確保されることによりこどもが同年齢・異年齢の世代のこどもとともに育つ環境ができる、③保育所と幼稚園の運営の効率化が図られる、④既存の幼稚園を活用して待機児童の解消が図られる、⑤地域社会において、子育て支援の活動を充実させることができる、といったことがあげられている³⁾。

こうした期待が寄せられる認定こども園であるが、他方で、この制度には問題があるという指摘もある。例えば、認定こども園は職員の配置、施設設備に関する基準の変更等を伴う大きな制度改革であるにもかかわらず保育・教育の実践現場における十分な検討なく進められ、就学前期のこどもに対する保育及び教育の質の保障の面で懸念されるというものである⁴⁾。

この他に、認定こども園への入園手続き、利用料の設定方法、国及び地方自治体による認定こども園への財政措置に関する問題点も指摘されている⁵⁾。認定こども園への入園手続きは利用者が施設に対して直接行う。また、乳幼児の入園を選考するのは各地方自治体ではなくて各施設である。そのため疾病のあるこども、外国籍のこどもなど特別の配慮が必要とされるこどもが排除されることへの懸念がある。さらに、利用料の設定も各施設が行う。利用料については施設が利用料の額を市町村に届け出ることとされ、場合によってはその利用料に対して市町村から改善命令等の措置があるということになっている。だが、一般の認可保育所のように前年の世帯収入に応じた保育料負担の軽減措置が無いため、低所得家庭のこどもが認定こども園に入園できなくなることへの懸念がある。国及び地方自治体による施設への補助については、幼稚園と保育所が連携する幼保連携型に対して新たな補助が設けられているが、この他の型の施設への補助は現行の幼稚園・保育所に対するものと変わらない。例えば認可外の保育施設を併設する場合には国からの新たな補助は無い。そのため、経営者が保育料を引き上げざるをえない、あるいは運営困難に陥る可能性が高い、と予測される。

本稿では、こうした問題点を抱える認定こども園制度を検討し、就学前期のこどもへの保育及び教育の質保障の方策を探る。まず、認定こども園の制度化の経緯及び概況を認定こども園法、文部科学省及び厚生労働省の告示等を基に確認する。次に、認定こども園制度に対する批判内容を検討する。その上で国が示すガイドライン及び4都道県の条例比較を行う。最終的に、認定こども園制度を活用した、地域における保育及び教育の質の保障について提言を行うことを目的とする。

1 認定こども園の制度化と概況

1.1 認定こども園の制度化

文部科学省と厚生労働省は、認定こども園法の制定について「…具体的には、我が国の就学前の子どもに対する教育及び保育は、幼稚園と保育所により担われてきているが、以下のよう

な近年の教育及び保育に対する需要の多様化に地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的とするものである」と説明し、「近年の教育及び保育に対する需要の多様化」の内容として次の4点を示している⁶⁾。

- ①親の就労の有無で施設の利用が限定されるため、親の就労形態が変わり、就労を中断、あるいは再開する場合に同一の施設を継続して利用することができない。
- ②少子化の進行により子どもの成長にとって大切な集団活動・異年齢交流の機会が不足しており、地域によっては幼稚園と保育所が別々ではこども集団が小規模化し、また運営面から見て効率的でない。
- ③都市部を中心に待機児童が存在する中で、既存施設の有効活用による待機児童解消が求められている。
- ④核家族化の進行、地域の子育て力の低下を背景に、家庭で0歳から2歳のこどもを育てているものへの支援が大きく不足している。

①は、幼保二元体制の問題点が指摘されている。幼稚園は、文部科学省が所轄する教育機関で、1日4時間の教育課程を標準時間とする。一方、保育所は、厚生労働省が所轄する児童福祉施設で、児童の入所に関しては「児童の保育に欠けるところがある場合」⁷⁾という規定がある。このように保護者の就労状況等によって、同年齢のこどもの通う施設が分けられることは好ましくなく、幼稚園と保育所を一元化すべきである、という議論である。

また、就学前児童の母親の就労率上昇に伴い、実質的に、保育所のように、教育課程外での保育を行う幼稚園が増加してきていたことも、認定こども園制度化の背景の1つとしてあげられよう。私立幼稚園での、夕方までの預かり保育の実施の広がりを受けて、文部省は1997年には預かり保育推進事業を予算化し、幼稚園での教育課程外での保育を追認した。その結果、「預かり保育」⁸⁾を実施している幼稚園の割合は、1997年8月1日時点では29.2%であったが、2005年6月1日時点には69.9%の園での実施となっている⁹⁾。

②では、こどもの成長にとっての集団活動及び異年齢交流の観点、また、幼稚園及び保育所の運営効率化の観点から、幼保総合施設の必要性が述べられている。こどもが社会性を身に付けていく上で、同世代・異世代のこどもたちとともに生活する環境は不可欠であるが、少子化の進行やきょうだい数の減少により、こうした環境が自然発生的には形成されにくいという状況がある。また、少子化の進行に伴い、地域によっては一定のこどもの数が確保できずに、幼稚園と保育所が並立して存続することが難しい所もある。そうした中で、両施設の共用化、合築及び連携が進められてきた。幼稚園と保育所の共用化施設数は、2000年に161か所であったが、2004年には304か所（うち公立172か所、私立132か所）へと増加している¹⁰⁾。

③では、待機児童を解消する手立てとして、幼保総合施設の必要性が述べられている。都市部¹¹⁾を中心に、約2万3千人（2005年4月時点）の待機児童がいる一方で、幼稚園在園児数は減少して、定員数に達しない施設が増加している。図1を見ると、1995年に1万4856か所で

あった幼稚園数は2005年に1万3949か所へと減少している。図2を見ると、1995年に159万人であった保育所入所児数が2005年には199万人へと増加しているのに比して、幼稚園在園児数は1995年の180万人から2005年には173万人となっている。

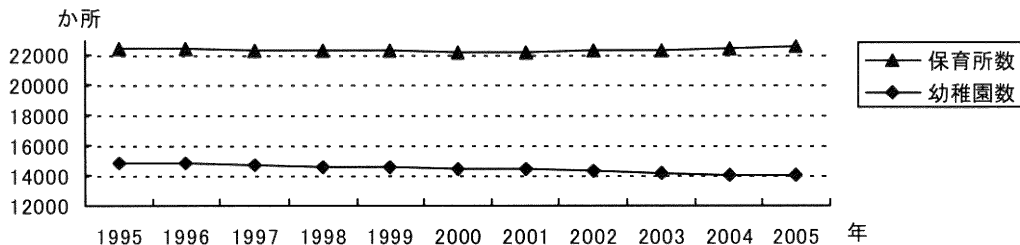


図1 保育所・幼稚園の施設数の年次推移

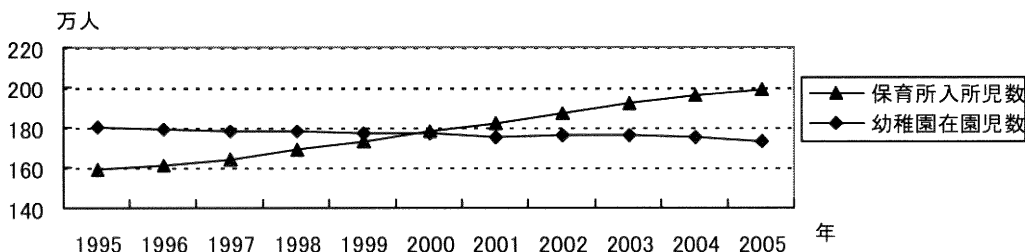


図2 保育所入所児数・幼稚園在園児数の年次推移

図1、図2とも、各年度の文部科学省「学校基本調査報告書」、各年度の厚生労働省「社会福祉行政業務報告」より作成。

④では、子育て支援の必要性という観点から、就学前期のこどもとその家族を対象とする、総合的な施設の必要性が述べられている。都市化、核家族化の進行に伴い育児の知識及び技術が伝承されにくいという状況がある。また、若いこどもと全く触れ合う体験がないままに親になるものも少なくない。さらに、地域における人間関係の希薄化に伴い地域住民同士が交流し合う機会も減少している。

1.2 認定こども園法制定の経緯

政府が幼保一元化について初めて公的に言及した、2002年6月の「地方分権改革推進会議中間報告」では、施設の共用化、資格の一元化及び制度の一元化の3つを課題として提起し、制度の一元化を将来的課題と位置付けていた。しかし、地方分権推進会議による「事務・事業のあり方に関する意見」（2002年10月）では、保育所運営への国の関与が強すぎるために幼保一元化ができないのであればその関与を見直す必要があるとして、「地域の判断」を基に一元化できるよう、保育所の設置・運営への国の関与縮小、及び国による補助負担金の一般財源

化の検討が提起された。

これとは別に総合規制改革会議は「規制改革の推進に関する第二次答申」(2002年12月)で、次のことを提言した。それは幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進、幼稚園と保育所の一体的運営の推進、保育所の調理室必置義務の見直し、認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底、認可保育所へ参入した民間企業に対する会計基準の円滑な適用、保育所の運営費補助の余剰金に係る会計処理の柔軟化、保育サービスに関する情報の一体的な提供の推進、及び保育サービスの第三者評価の推進である。そして同会議は「規制改革のためのアクションプラン」(2003年2月)を定め、その中の重点検討事項の1つに幼保一元化を盛り込んだ。

これらの経緯を経て2003年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 骨太方針第3弾」が閣議決定された。この基本方針では「地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置」を2006年までに検討することとし、これと並行して関連する負担金の一般財源化を軸として国と地方の負担のあり方について検討することとされた。

その後、2004年5月に社会保障審議会児童部会と中央教育審議会幼児教育部会の合同の検討会議である「総合施設合同検討会議」が設置された。同年8月に同会議が行った中間まとめでは、対象とするこどもを0歳からとすること、利用形態を利用者と施設との直接契約とすることが示され、また、地方自治体が独自の基準を定める地方裁量型認定こども園も新たに加えられた。さらに、同年12月の審議のまとめ「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」では、保育料の設定については各施設で行われることが適当であると示された。こうした合同検討会の審議をふまえて、翌2005年から全国の35カ所でモデル事業が開始された。

そして、この保育事業の評価に関する最終評価(2006年3月31日)の公表前に、認定こども園法案が閣議決定、国会へ上程され(同年3月7日)、同年の6月に「認定こども園法」が可決、公布となった。同年8月には、都道府県が参酌するものとして、厚生労働省及び文部科学省が「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備および運営に関する基準」(2006年厚生労働省・文部科学省告示第1号。以下、「認定こども園のガイドライン」と略す)を告示した。その後、同年10月から「認定こども園」制度が施行された。

「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日閣議決定)では2012年度における認定件数の目標値が「2000か所以上」と掲げられた。だが、2010年4月1日時点の全国における認定件数が前年の358件から約200件増の532件にとどまっていることからすると、このままの制度での、目標値達成は難しいと考えられる¹²⁾。

内閣府特命大臣（少子化対策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣による合意に基き設置された「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の報告書（2009年3月31日公表）では、不十分な財政支援、煩雑な会計処理及び申請手続き、省庁間及び自治体間の連携不足といった課題が示された。子ども子育て新システム検討会議ではこれらの課題への対策が検討されている。

政府の方針は、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（2010年6月29日決定）で示されたように、幼稚園、保育所及び認定こども園を廃止して2013年度から10年間かけて「こども園（仮称）」に順次一体化するというものであったが、その後、施設や保護者の反発を受けて、現行の保育所・幼稚園の一部存続を認める方針へと変更された¹³⁾。

1.3 認定こども園の概況

認定こども園として認定される施設は、幼稚園か保育所等である。幼稚園が認定を受ける場合には、幼稚園に通うこどものうち、「保育に欠ける」こどもを通常の幼稚園開設時間の前後に保育しなければならない。一方、保育所等が認定を受ける場合には、保育の欠けない3歳以上のこどもに幼児教育を行わなければならない。両者とも地域における子育て支援事業を実施しなければならない。認定の申請は各施設が都道府県知事に行う。それを受けた都道府県知事が施設の設備、運営が条例に適合するか否かを判断し認定を行うという仕組みである。

図3の右側の列に見るように、各型で異なる補助制度が採られている。幼保連携型認定こども園には、幼稚園と保育所を組み合わせた補助がある。他方、幼稚園型及び保育所型の認定こども園の場合は既存の各補助制度を、地方裁量型の認定こども園の場合は一般財源からの補助を受けることとなる。

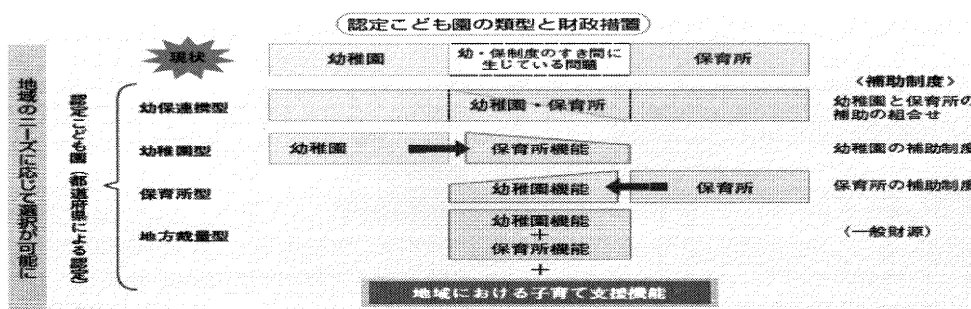


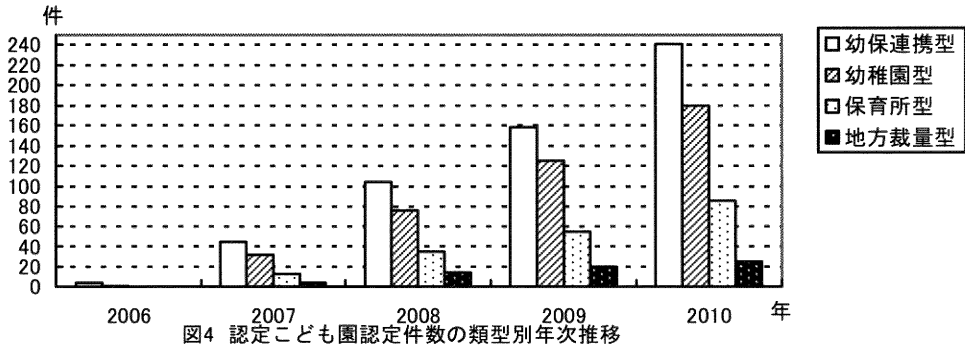
図3 認定こども園の類型と財政措置

出典 文部科学省『平成18年版文部科学白書』2006年、第2章第2部「初等中等教育の一層の充実のために」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/002/002/001.htm

2010年4月1日時点での全国の認定件数は、532件（前年からの174件増）である。図4に見るように、これらの類型のうち最も認定件数が多いのは、幼保連携型（241件）であり、次

いで幼稚園型（180件）、保育所型（86件）、地方裁量型（25件）となっている¹⁴⁾。



出典 文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室「認定こども園の認定件数について」
(2006年は11月16日現在の認定件数、2007年、2008年、2009年、2010年は
4月1日現在の認定件数。)

満3歳に満たないこどもの場合、その職員配置は表1に見るように保育所と同様の基準である。満3歳以上のこどもの場合、幼稚園と同様に、1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という）については、おおむねこども35人につき職員1人以上が保育に従事する。満3歳以上満4歳に満たないこどものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という）については、おおむねこども20人につき職員1人以上が、満4歳以上のこどものうち長時間利用児についてはおおむねこども30人につき職員1人以上が、その保育に従事する。

表1 認定こども園における利用児の年齢・利用形態別の職員配置及び職員資格

利用児の年齢	利用形態	職員配置	職員資格
0歳以上満1歳未満	長時間利用	こども3人につき職員1人以上	保育士
満1歳以上満3歳未満		こども6人につき職員1人以上	
満3歳以上満5歳未満	短時間利用	こども35人につき職員1人以上	幼稚園教諭
満3歳以上満4歳未満	長時間利用	こども20人につき職員1人以上	保育士
満4歳以上満5歳未満		こども30人につき職員1人以上	

(短時間利用は1日に4時間程度利用、長時間利用は1日に8時間程度利用)

認定こども園法、国の認定こども園のガイドラインを参考に作成。

満3歳以上のこどもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という）が設けられる。共通利用時間は学級編成であり、各学級少なくとも1人以上の職員担当とされる。そしてその学級担任は幼稚園教員免許状保有者¹⁵⁾

認定こども園における保育・教育の質の保障（渡邊）

でなければならない、また満3歳以上の長時間利用児の保育に従事するものは保育士資格保有者¹⁶⁾でなければならない。認定こども園における教育及び保育の内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならないとされている。

保育及び教育内容については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づかなければならないとされている。短時間保育のこどもと長時間保育のこどもが共通の時間においては主として幼児教育を行うこと、とされている。

認定の申請は各施設が都道府県に行なう。それを受けた都道府県は、施設の設備、運営が条例に適合しているかを判断し認定を行う。認定こども園への入園申し込みは、利用者が施設に対して直接行い、それを受けて各施設が入所希望者の選考を行う。保育料は各施設で「家計に与える影響を考慮して」定められるもの、とされている。

2 認定こども園制度批判の検討

認定こども園制度に対する批判のうち、ここでは次の2つを検討する。

1 つめは、認定こども園制度において国・地方自治体は乳幼児への保育保障責任を果たしていない、という批判である¹⁷⁾。国・地方自治体にはすべての乳幼児に対して保育を保障するという責任があるが、認定こども園制度ではこの責任が果たされない、というものである。

2 つめは、認定こども園制度において国・地方自治体は教育及び保育の質を確保していない、という批判である¹⁸⁾。乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、特に衛生面及び栄養面に関する配慮が必要とされる時期である。さらに、運動能力・情緒・言語発達に関しても、それぞれの乳幼児の特性・発達に応じて適切な援助が必要となる。だが、国が示す認定こども園のガイドラインでは幼稚園設置基準（1956年、文部省令第32号）と児童福祉施設最低基準（1948年、厚生省令第63号。以下最低基準と示す）のうち、低い方の基準が採られて職員の配置基準及び職員資格、施設・設備基準、保育内容に関する基準が不適切である、という批判である。

まず1つめの批判を検討する。一般の認可保育所への入所手続きは、まず保護者が市町村に対して入所申込を行う。これを受けて「当該児童」の状態が保育に欠けるか否かが判断された後に入所の可否が決定される。これに比して認定こども園の場合は、保護者が入所申し込みを行う先は認定こども園である施設であり、また入園の決定もその施設が行うこととされている。入所申請に関して、児童福祉法（1947年法律第164号）は「児童福祉施設の長は都道府県知事又は市町村長からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない」（第46条の2）と規定している。また同法は入所の選考について「市町村は、1の保育所について、当該保育所への入所を希望する児童のすべてが入所する場合に

は当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる」（第24条第3項）と規定している。

認定こども園の場合は、公立保育所において「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」が入園することで適切な保育を実施することが困難になる場合には当該保育所に入園するこどもを公正な方法により選考することができる、とされる。だがこれは一般の認可保育所への入所者を「公正な方法で選考する」という意味とは異なる。認定こども園では、入園児枠に対する利用者の信頼を確保するために「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」の入園枠が各々想定され、そして「保育に欠けない子ども」の受け入れ枠は「保育に欠ける子ども」の入園を拒む正当な理由とされる。つまり、一般の認可保育所では「保育に欠ける子ども」の入所が優先的に行われるのに比して、認定こども園ではこうしたこどもが入園できない事態も生ずる。

一般の認可保育所における保育料は、国の定めた基準を基に各市町村で一律に設定されて徴収されている。国が定める保育料の基準は各世帯の前年の所得額及び税額に応じて7階層に分かれている。例えば、3歳未満児の保育料は第1階層である生活保護世帯に対するもので無料であるし、第7階層に対しては月額8万円である¹⁹⁾。こうした制度があっても保育料の滞納者数は少なくない。厚生労働省によると、全国における保育所の保育料の保護者負担額（2007年度）のうち、滞納額は総額で83.7億円（1.7%）であり、保育所の保育料を滞納している保護者の割合は保護者数の4.3%（85,120人）である²⁰⁾。

一方、認定こども園の保育料（「利用料」）は施設が独自に設定する。保育料が高額になることに対する歯止めとして認定こども園法では、私立認定保育所の保育料の額について「当該保護者の家計に与える影響を考慮して当該児童の年齢等に応じて定めなければならない」（第13条5項）と規定している。そして、同法は設定額及び変更の市町村長への届け出、不適切な保育料の変更命令についても規定している（第13条7項）。変更命令の対象となるのは例えば次の3つの場合である。①生活保護世帯から利用料を徴収する設定の場合、②職員配置からみても、よりコストのかかる3歳未満児の利用料を3歳以上児の利用料よりも低く設定した場合、③実際にサービスの提供に要する費用よりも高い利用料を設定した場合の3つである。しかし、適正水準の目安は示されていない²¹⁾。

認定こども園では子育て支援事業が必須であり、それに要する費用が加算されるが、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園に対する新たな国の公的助成は予定されていない。そのため、保育料が上がる可能性がある。

また、認定こども園では利用児の年齢及び利用時間に応じて利用料が設定される。そのため、乳児期から入所させた場合、また長時間の保育を利用した場合には経済的負担が大きくなる。長時間保育の利用は1人親、あるいは両親とも常勤で就労する親に多く、こうした親の経済的

負担が大きくなると予測される。

加えて、認定こども園ではきょうだいで利用する場合にも保育料が高額になる。認定こども園とは異なる制度ではあるが、施設による利用料金設定の例として東京都の認証保育所²²⁾がある。認証保育所では、保育時間が長い時、またきょうだいで利用する時の利用料が一般の認可保育所に比して相当に高い²³⁾。認定こども園も認証保育所と同様に利用料を各施設が設定するため、長時間利用、またきょうだいで利用する時の保育料が大きくなると考えられる。認証保育所のように利用料が高額になると中間・低所得者層の家庭の乳幼児の利用は制限されることになる。

子育て中の親世代にも、労働市場の変化に伴う非正規雇用化は影響を及ぼしている。夫婦ともにフルタイムで勤務、という世帯が減る一方で、夫がフルタイムで勤務して妻がパートタイムで勤務という組み合わせの世帯数は増加傾向にある。さらに、両親ともにパートタイムで勤務という世帯の割合は、2002年以降約5%前後で推移している²⁴⁾。加えて、パートタイム労働者の賃金は減少傾向にあり²⁵⁾、また正社員を前提とする年功賃金体系が変化し、家族手当を支給する企業は少なくなっている²⁶⁾。こうした状況がある中での保育料負担は保護者にとって軽いものではなく、保育料滞納者数が増加する可能性が高いと考えられる。

また、認定こども園では利用者と設置者が契約関係になる。そのため、利用者が当該施設への利用料を滞納した場合は、保育実施期間の満了前であっても契約不履行を理由に保育の実施解除が可能となり入園児童が退所せざるをえなくなる。

保護者が保育料を支払えずこどもを保育所から退所させた場合には、こどもが保育に欠けた状態に陥る可能性がある。こどもが認定こども園から退所した後に別の保育所等に入所可能な状況があればよいが、都市部では保育所数が不足して年度途中での保育所入所が困難な状況であり、他の保育所に入所することは難しいと考えられる。それでも、こどもの保育において配偶者あるいは親族等による支援が得られる状況にあるのであればよいが、支援が得られない場合にはこどもは保育に欠けた状態に陥る可能性が高い。実方伸子は、保護者がこどもを保育所から退所させた後に、配偶者あるいは親族等による協力が得られずに、保護者の勤務時間中、こどもが保育に欠けた状態で家に放置された例を挙げている²⁷⁾。

このようにこどもが保育に欠けた状態で陥る可能性が高くなる認定こども園制度では、国・地方自治体によるこどもへの保育保障責任が果たされていないといえる。

次に2つめの批判を検討する。認定こども園のガイドラインでは、1歳児未満への職員配置が、最低基準と同様に乳児おおむね3人につき保育士1人以上となっている。だがこの基準自体も、0歳児の発達段階が月齢によって大きく異なること、また火災等の緊急時に保育士が乳児を抱えて避難すること等を考慮すると現実的に厳しく、担任を補助する保育士が配置されている保育所も少なくない²⁸⁾。

次に、満3歳以上の幼児への職員の配置基準をみていく。認定こども園のガイドラインでは、

長時間利用の場合、満3歳以上4歳未満の幼児20人を1人の保育士が保育し、4歳以上5歳未満の幼児については30人の幼児を1人の保育士が保育する、とされている。しかし、それぞれのこどもに対して保育者の目が適度に行き届くかどうか、こどもと丁寧にかかわれるかどうか、こども同士が友達関係を築きやすいかどうかといったことを考慮すると、職員数、こどもの集団の規模ともに適正な基準ではない。全国社会福祉協議会による海外文献調査をみると、3歳児から5歳児の「職員一人当たりの児童数」は最大でも「15名まで」となっている²⁹⁾。これに比して認定こども園のガイドラインにある「満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上」、「満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上」、「認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上」(最低基準第33条)という基準が低いことは明らかである。また、集団が適正な人数で構成されないことによる、保育者、乳幼児への心身の負担は大きいと考えられる。

また、長時間保育及び低年齢時からの保育利用にとまない、保育者には各家庭に応じたより細やかな支援が求められている。平松知子は、乳児の時に無認可託児施設に預けられた父子家庭の幼児の事例を報告している。この事例の幼児は、同年齢のこどもたちと関わることによる言葉を獲得するという経験、また他者との関わり方を学習するという経験が不足していたため、保育所での生活において自分の衝動性を抑えられずに仲間と衝突することが多い、と報告されている³⁰⁾。また新井美保子は、幼稚園の在園児に比して保育所の在園児は、情緒の安定、けんか・トラブルの多さ、向上心、アレルギーの面で、より一層きめ細やかな対応が求められることを明らかにしている³¹⁾。

長時間保育では食事等に関する特別な配慮、乳幼児とのスキンシップ、こどもの感情的な行動の受け入れといったかわりが保育者に求められる。これらを重視して適切な保育を行うためには適切な職員配置が必要であるが、預かり保育及び延長保育のための職員数は不十分で、ゆとりがないと感じている保育士及び幼稚園教諭は多い。職員体制が不十分で保育者が余裕をもって適切な保育を行えなければ、こどもの安全管理さえも危ういものとなる。

保育者が専門性を発揮して保育及び教育を行い、また保護者への支援を行うために、適正な人数の職員配置は必須である。しかし以上でみてきたように、満3歳未満児、満3歳以上児の場合の職員配置基準はともに低いもので、乳幼児が情緒的に落ち着いて過ごすための家庭的な雰囲気・環境づくりという観点から、不適切なものである。このことは、保育者と乳幼児にとって心身の負担が大きいと考えられる。ゆえに、認定こども園制度において、国・地方自治体は、乳幼児への教育及び保育の質を確保していないといえる。

3 認定こども園制度の活用－4都道県の条例比較－

認定こども園法施行にとまない各地方自治体では、認定こども園の認定基準が条例及び規則

認定こども園における保育・教育の質の保障（渡邊）

として定められた。基本的な内容は国のガイドラインを参酌して作成されるが、独自規定が設けられている所もある。地方裁量型の認定こども園が多い地方自治体では、条例に独自規定を設けている可能性が高い。そこで地方裁量型認定こども園の認定件数が2件以上である、北海道（4）、東京都（7）、愛媛県（3）、福岡県（5）（2010年4月1日現在³²⁾の条例比較を行った。

上記4都道県における認定こども園に関する条例の名称、施行年月日、類型別認定件数は、表2の通りである。幼稚園型認定こども園の認定件数に着目して4都道県を比較すると、北海道の6件、福岡県の3件、愛媛県の0件に比して東京都の認定件数が32件と多い。東京都で幼稚園型認定こども園の認定件数が多い理由の1つとして、独自の補助制度があることが挙げられる。一方、保育所型認定こども園の認定件数は北海道の10件が一番多く、次いで東京都の5件、福岡県の2件、愛媛県の1件となっている。

表2 4都道県の認定こども園の類型別認定件数

条例名称	施行年月日 条例番号	認定こども園の類型別認定件数			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
北海道認定こども園の認定基準に関する条例	2006.10.17 条例第78号	12 (8)	6 (4)	10 (7)	4 (3)
東京都認定こども園の認定基準に関する条例	2006.12.22 条例174号	7 (4)	32 (20)	5 (5)	7 (4)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例 (愛媛県)	2006.10.17 条例第54号	6 (4)	0	1 (1)	3 (3)
福岡県認定こども園の認定基準に関する条例	2006 (10.1) 条例第54号	4 (4)	3 (2)	2 (2)	5 (5)

（2010年4月1日時点での認定件数。括弧内の数値は2009年4月1日時点の認定件数。）

厚生労働省・文部科学省幼保連携推進室HP <http://www.youho.go.jp/data4/kodomoen090624a.pdf>、各都道県のHPより作成。

さて、加治佐哲也・岡田美紀は、認定こども園としての先行園の経営実態を明らかにするために全国調査を行い、調査結果から次の2条件の整備を進めることを提言している³³⁾。1つは「認定こども園としての『実質』を認可基準として重視してゆくこと」であり、もう1つは、複雑化した園務処理に対応するために「幼稚園と保育所の制度と行政を完全に一元化し、こどもの在籍管理や会計処理などを一本化すること」、そしてそれがまだ現実的でない場合には「行政からの二元的な指示系統や資料作成要求を極力減らすこと」である、と述べている。ここでは、認定こども園の「実質」とはどのような内容であるかを、認定こども園として育成するこども像、混合クラスや異年齢交流など認定こども園の特性を生かした教育・保育の内容や方法の創造、小学校や地域との連携、子育て支援の内容・方法や態勢、として説明している³⁴⁾。

この研究が示すように、認定こども園の認定基準を分析するための枠組みとして多様な観点が見込まれるが、ここでは（1）職員配置及び職員資格、（2）子育て支援事業、（3）施設設備、

(4) 管理・運営等に関する規定に着目する。

(1) 職員配置及び職員資格

職員配置に関しては、東京都の条例で、国のガイドラインとは異なる規定が見られた。東京都の条例では、幼保連携型又は保育所型認定こども園における保育所、幼稚園型又は地方裁量型認定こども園における認可外保育施設に対し、定員数に応じて保育従事職員を1人又は2人加配すること、との規定がある³⁵⁾。これと同様な職員加配に関する規定は、北海道、愛媛県、福岡県ではみられない。

職員資格に関する規定に関しては、愛媛県及び福岡県の条例で国のガイドラインと同じ規定が見られる一方で、北海道及び東京都の条例で独自の規定がみられた。

職員資格に関して、国のガイドラインでは「満3歳以上の子どもの保育に従事するもの」は「幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましい」が、「幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない」とされている。ただし、保育所型又は地方裁量型認定こども園における学級担任を幼稚園教員免許状保有者とするのが困難であるとき、また、幼稚園型又は地方裁量型認定こども園における満3歳以上の長時間利用児に対する保育従事者を保育士資格保有者とするのが困難であるときは、いずれかの資格を有し、意欲及び能力等を考慮して適当と認められ、その者が幼稚園教諭又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に、学級担任または当該長時間利用児の保育従事者としてすることができる、と示されている。

これに比して北海道の条例では、保育所型又は地方裁量型認定こども園における学級担任の3分の1以上は幼稚園教員免許状取得者でなければならない、また幼稚園型又は地方裁量型認定こども園における満3歳以上の長時間利用児に対する保育従事者の3分の1以上は保育士でなければならない、と規定されている。

一方、満3歳未満児の保育について国のガイドラインでは「満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない」と示されている。これに比して東京都の条例では、幼稚園型及び地方裁量型認定こども園における満3歳未満の長時間利用児に対する保育従事職員を「条例第5条第1項第1号から第4号までに規定する方法により算定した数を合算して得た保育従事職員の数の6割以上が保育士の資格を有する者とする」と規定されている。

認定こども園の長に関して国のガイドラインでは「教育および保育ならびに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならない」と示されている。これに関しては、北海道の条例のみ、国のガイドラインと異なる規定がみられた。ここでは、「幼稚園の園長の資格を有する者」か「2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者」のいずれかに該当する者であること、と規定されている。さらに、同条例では、子育て支援事業に従事する職員に関して独自の規定が見られた。同

条例では「認定こども園には、法第2条第6項に規定する子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない」という規定に加えて、「子育て支援に従事する職員は、子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有する者でなければならない」と規定されている。これと同様な、子育て支援事業専任の職員の配置及び当該職員資格に関する規定は、国のガイドライン及び他3都県の条例ではみられない。

（2）子育て支援事業

子育て支援事業について、国のガイドラインは次の3基準を示している。

- ①「単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの広場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に働きかけていくような取り組みも有意義であること」
- ②「子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること」
- ③「こどもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと」

①で示されている子育て支援事業の目標について、国のガイドラインでは「保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること」とされているのに比して、東京都の条例では「保護者の子育てを支援していく力を高める観点及び地域において子育てを支援する体制等の充実を図る観点に立って子育て支援事業を実施すること」とされている。また、同条例では事業内容についても「地域における子育てに対する必要性、状況等を踏まえ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に規定する子育て支援事業³⁶⁾に該当する2つ以上の事業を実施すること」、「子育て支援事業の実施に際しては、地域の保護者が希望に応じて利用できる体制を確保すること」、「地域における満3歳未満の各年齢の子ども及びその保護者を対象とすること」及び「子育て支援事業の内容に応じて、子育て支援のために必要な設備等を設けること」との規定がみられた。他方、福岡県の条例では「子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、地域の需要を把握するために市町村の意見を聴くこと」との規定が見られ、また地域の子育ての支援者に「民間団体又は個人、特定非営利活動法人、専門機関」が挙げられている。愛媛県の条例では「保護者のこどもの養育に関する能力の向上を積極的に支援すること」が子育て支援事業の目標として示され、また

地域の子育て支援者としては「団体等」が挙げられている。北海道の条例では、子育て支援事業自体に関する規定がみられない。

(3) 施設設備

施設設備に関しては、東京都の条例のみ、国のガイドラインと異なる規定がみられた。国のガイドラインでは、満2歳未満のこどもの保育のための乳児室・ほふく室の面積について、乳児室はこども1人につき1.65㎡以上、ほふく室はこども1人につき3.3㎡以上と示されている。

これに比して、東京都の条例では、幼稚園型及び地方裁量型認定こども園における認可外保育施設においては「年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、満2歳未満の子どもについて、当該年度途中に限り、1人当たり2.5㎡以上とすることができる」と規定されている。また、幼保連携型及び幼稚園型認定こども園における幼稚園の保育室、遊戯室及び便所の施設について、これらの施設を一階に置くことを原則としながらも「園舎が耐火建築物で子どもの待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を2階に置くことができるものとする」としている。これらと同様の規定は、他3道県の条例にはみられない。

(4) 管理・運営等

管理・運営等については、福岡県及び北海道の条例で、国のガイドラインとは異なる規定がみられた。福岡県の条例では、国のガイドラインで示されている規定に加えて「保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を講じること」及び「事業の安定性及び継続性を保持するために必要な経済的基礎を有すること」という規定が見られた。また、北海道の条例では、地方裁量型認定こども園に関して「地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする認可外保育施設については、規則で定める定員数を満たすものでなければならない」という規定が見られ、同条例の規則で、地方裁量型認定こども園の定員数を60人（ただし過疎地域に所在する場合は20人）とするとの規定がみられた。

以上、4都道県の条例を職員配置・職員資格、子育て支援事業、施設設備及び管理運営等の規定に着目して比較を行った。東京都の職員資格及び職員資格・施設設備の認定基準は国のガイドラインより低い、年度途中における入園児数増加を想定した規定及び新たな職員加配に関する規定は他道県には無いものであり、制度運用に関して保育の質を実質的に保障するという観点から一定の評価ができる。

また、子育て支援事業に関する規定については、親の位置付け・子育て支援事業の主体に誰を想定するのかということが各都道県で異なる、ということが明らかになった。国の示すガイドライン及び愛媛県の条例では、子育て支援事業の目的が「保護者の養育能力の向上」とされている一方で、東京都では「地域で子育てを支援する体制の充実の観点」という文言が加えられているし、また福岡県では子育て支援事業の主体者に「個人、民間団体」が明記されている。

おわりに

本稿ではまず、認定こども園の制度化が進められた背景と制度の内容及び現況を概観した。この制度化は同年齢のこどもの通う施設が親の就労の有無で分けられない、運営面での効率化が図られる、こどもに同年齢・異年齢交流の機会が確保される、待機児童が解消される、主として家庭で乳幼児を育てている家族への支援が提供されるといったことが期待されて進められた。「地方分権改革推進会議中間報告」では施設の共用化、保育者の資格の一元化及び制度の一元化が課題として提起された。その後、「規制改革の推進に関する第2次答申」、「規制改革のためのアクションプラン」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 骨太方針第3弾」をうけて「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の設置が進められた。施設利用の対象者は0歳児からとする、利用者と施設との直接契約とする、地方裁量型の認定こども園を設ける、保育料は各施設が設定するといった内容は、「総合施設合同検討会議」の審議を踏まえたものであった。2010年4月時点の認定件数は532件にとどまり、このままの制度では「子ども・子育てビジョン」で掲げた目標値の達成は難しい。また「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」（2010年6月29日閣議決定）で幼稚園、保育所及び認定こども園を廃止して「こども園（仮称）」に順次一体化するという案が示されたが、これはその後、一部既存の施設の存続を認めるという方針に転じた。

次に認定こども園に対する批判について、批判内容が妥当であるか否かを検討した。批判の1つは認定こども園制度では国・地方自治体が乳幼児への保育保障責任を果たしていないというもので、もう1つは認定こども園制度において国・地方自治体は教育及び保育の質を確保していないというものである。1つ目については、認定こども園への入所申込み方法、利用料の設定方法、利用者と施設との契約関係に着目し批判は妥当であると結論付けられた。2つ目については、認定こども園のガイドラインが示す、満3歳未満児と満3歳以上児に対する職員配置基準はともに低く、保育者が乳幼児への食事等に関する特別な配慮、乳幼児とのスキンシップ及び保護者へのきめ細やかな支援を行うためには不適切であり、批判内容は妥当であると結論付けられた。だが、地方裁量型認定こども園が比較的多い都道府県の場合は国と異なる基準を設定している場合がある。そこで次に4都道県（北海道、東京都、愛媛県、福岡県）の条例を（1）職員配置及び職員資格、（2）子育て支援事業、（3）施設・設備、（4）管理・運営等の観点から比較した。その結果、（1）については愛媛県と福岡県で、（3）については東京都で、（4）については北海道と福岡県で、国とは異なる基準がみられた。（2）に関しては北海道ではこれに関する規定がなく、また他の都県では親の位置づけ・子育て支援事業の主体に誰を想定するのかという点で異なるということが明らかになった。

本稿でみたように認定こども園制度には課題がある。また、この制度が乳幼児への就学前教育の平等な保障と保護者負担の公平化という視点のみでなく、近年の規制緩和の流れを受けて

地方での財政効率化という意図も含まれて進められてきたことにも問題がある。この制度を幼保一元化、あるいは少子化社会におけるこどもの社会化の解決方法として安易に肯定することはできないが、日本における就学前教育の新たな在り方として検討することは重要である。今後、こども園という総合施設を構想し制度化するにあたっては制度化の意義が問われることになる。それは、第1にこどもへの最善の利益保障を目的として構想しなければならない、第2にこれまでの保育及び幼児教育政策の課題であった縦割り行政の一元化を進めて、幼稚園教諭と保育所保育士の保育観の相違を克服し共通理解を図るといった保育及び教育の質の向上につながるものとして構想されなければならない。

<註>

- 1) 保育所と認可外保育施設を合わせて「保育所等」と定義している。
- 2) 認定こども園法研究会『認定こども園法の解説』中央法規、2006年、10頁。
- 3) 文部省初等中等教育局長通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」（2006年9月8日、雇児保発 0908002号）。
- 4) 近藤幹生『保育園と幼稚園がいっしょになるとき 幼保一元化と総合施設構想を考える』岩波ブックレット No679、2006年、34-36頁。
- 5) 杉山隆一『保育の「市場化」と公的責任』自治体研究社、2001年、32-33頁、村山祐一『子育て支援後進国からの脱却 子育て環境格差と幼保一元化・子育て支援のゆくえ』新読売社、2008年、80-82頁、118-119頁。
- 6) 文部科学省、各都道府県知事・各都道府県教育委員会・各指定都市・中核市長宛、文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」（2006年9月15日、18初幼教第6号、雇児保発 0915001号）。
- 7) 児童福祉法（1947年法律第164号、最終改正2008年法律第85号）第24条第1項。
- 8) 地域の実情や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望するものを対象に行う教育活動とされている（「幼稚園教育要領」（1998年文部省告示第174号、第1章第3））。
- 9) 内閣府『平成17年版少子化社会白書』2005年、150頁。
- 10) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課「平成20年度幼児教育実態調査」2009年、15頁。
- 11) 待機児童数が前年に比して100人以上増加した市区町村の上位5市区町村は、神奈川県横浜市（1,290人）、東京都の世田谷区（613人）、板橋区（481人）、足立区（418人）、町田区（417人）となっている（厚生労働省「保育所の状況（平成21年4月1日）等について」、括弧内は2009年4月1日時点の待機児童数）。
- 12) 文部科学省・厚生労働省「認定こども園の平成22年4月1日現在の認定件数について」2010年。
- 13) 「こども園 幼保も併存」2011年1月25日付朝日新聞、1頁。
- 14) 文部科学省「認定こども園の平成22年4月1日現在の認定件数について」。
- 15) 3歳以上の共通時間は学級担任となり、担任は幼稚園教諭資格者が担当となるが、保育士資格のみの者が担任する場合は「特例助教諭」扱いとなる。
- 16) 3歳未満児の保育を幼稚園教諭資格者が担当する場合には、保育士資格がなくても、都道府県知事が適当と認めたものは保育士とみなして保育を担当できることとなっている。
- 17) 前掲、註5を参照。
- 18) 近藤幹生『保育園と幼稚園がいっしょになるとき』岩波ブックレット No679、2006年、35-38頁、中山徹「認定こども園をどう考えるか」大阪保育研究所編『幼保一元化と認定こども園』かもがわ出版、2006年、114-115頁、他。
- 19) 2008年度における3歳未満児の保育料はこの他、第2階層が9000円、第3階層が19,500円、第4階層が30,000円、第5階層が44,500円、第6階層が61,000円となっている（厚生労働省事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費用国庫負担金について」1986年発第59号の2、第3「保育単価及び支弁額」）。

認定こども園における保育・教育の質の保障（渡邊）

- 20) 厚生労働省雇用均等児童家庭局保育課「保育所保育料の徴収状況の結果について（訂正後）」2007年9月14日発表、調査実施期間2007年6月から7月。
- 21) 認定こども園法研究会『認定こども園法の解説』中央法規、2006年、73頁。
- 22) 東京都が2001年度から導入した制度。認可外保育施設に都独自の基準を設けて、その基準を満たした保育所を認証保育所として認め、都と区市町村が認証保育所の運営費を補助するという制度。A型とB型がある。A型は0歳から就学前のこどもを対象とし、定員は20人から120人、企業立が多数を占める。B型は認可外助成制度である保育室制度（3歳未満を対象とした小規模施設）からの移行を予定した枠で、定員は6人から29人、個人立に限定されている。
- 23) 普光院亜紀『変わる保育園 量から質の時代へ』岩波ブックレットNo.709、2007年、47-48頁。
- 24) 夫婦ともフルタイム勤務の世帯が49.2%（1990年）から38.3%（2004年）に減少する一方、夫はフルタイム勤務で妻はパートタイム勤務という組み合わせの世帯は46.2%（1990年）から55.6%（2004年）へと増加している（丸山圭・駒村康平「子育て世帯の経済的負担と支援策」駒村康平編『次世代のための家族政策の確立に向けて 家族支援政策は包括的な視点で再構築を』社会経済生産性本部、2007年、55-81頁、64頁。
- 25) 「フルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金等比較」『平成17年度版国民生活白書』（内閣府、2005年）、243頁を参照にして算出。
- 26) 丸山圭・駒村康平、前掲註18、65-66頁。
- 27) 実方伸子「保育の場からみる子どもの貧困—子どもと家族を丸ごと支える」（浅井春夫ら『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』明石書店、2008年、64-83頁。
- 28) 近藤幹生『保育園と幼稚園がいつしよになるとき 幼保一元化と総合施設構想を考える』岩波ブックレットNo.679、2006年、35頁。
- 29) 「第2章 海外文献調査からみた保育所の基準」、『機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書』全国社会福祉協議会児童福祉部、2008年度、調査研究委員会委員長：定行まり子、22-24頁。海外文献調査はアメリカ、イングランド、フランス、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランドの6カ国を対象とし、調査研究委員会は2008年に3回、2009年に1回開催されている。
- 30) 平松知子「長時間保育の子どもたち—どの子どもにも豊かな子ども時代を」浅井春夫・渡邊保博『保育の質と保育内容—保育者の専門性とは何か』新日本出版社、2008年、123-138頁。
- 31) 新井美保子「幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究（その2）—乳幼児の生活状況の分析をもとに—」『愛知教育大学研究報告57』2008年、29-32頁。
- 32) 地方裁量型の認定こども園はこの他、千葉県（8、2、2、1）、長野県（6、0、1、1）、静岡県（0、1、0、1）、兵庫県（4、11、3、1）、高知県（2、2、0、1）で1件ずつ認定されている（括弧内は順に、2002年4月1日現在の幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定件数）。
- 33) 調査時期は2008年1月23日発送、2月25日到着分までを分析対象とし、調査対象は全国のすべての認定こども園の園長105人と同認定こども園に勤務する保育者（2007年8月1日時点）としている。回答数（回答率）は園長調査票が61票（58%）、保育者調査票474票（45%）（加治佐哲也・岡田美紀「認定こども園に関する全国調査①—先行事例の保育・教育と運営の活動実態—」、『兵庫教育大学研究紀要35』、2009年、1-14頁）。
- 34) 加治佐哲也・岡田美紀、前掲註33、13-14頁。
- 35) 幼保連携型、保育所型認定こども園における保育所の定員が90人以下である場合に1人の保育従事職員が、幼稚園型又は地方裁量型認定こども園の認可外保育施設における定員が45人以下である場合に1人、46人以上90人以下である場合に2人の保育従事職員が加配されることが規定されている。
- 36) ①親子の集いの広場事業、②教育・保育相談事業、③育児支援家庭訪問事業、④施設型一時保育事業、⑤訪問型一時保育事業、⑥地域の子育て支援に関する情報提供事業、⑦子育てサークルおよび子育てボランティアの育成時支援事業の7事業。

（「現代社会における教育文化現象の総合的研究」プロジェクト所属）